

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	ひとり親家庭等医療費助成事業に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御殿場市は、御殿場市ひとり親家庭等医療費助成事業に関する事務及び番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

御殿場市長

公表日

令和6年7月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	御殿場市ひとり親家庭等医療費助成に関する事務
②事務の概要	ひとり親家庭等の福祉の増進に寄与することを目的に、ひとり親家庭等に対し医療費を助成する。助成対象者及び助成金支給額を算定するために特定個人情報を確認する。 ①ひとり親家庭等医療費助成申請(更新)受理・審査・受給者証交付 ②ひとり親家庭等医療費助成対象者台帳整備 ③ひとり親家庭等医療費助成金支給決定・通知 ④ひとり親家庭等医療費助成変更届受理・確認 なお、これらの事務に関して、番号法別表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係るひとり親家庭等助成事務＞ ・情報連携のため、御殿場市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・公費医療費助成の給付を受ける住民が、医療機関受診時に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	福祉情報システム(R-STAGE) 団体内統合宛名システム 中間サーバー Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭等医療費助成対象者台帳 統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、御殿場市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条第1号 御殿場市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(個人情報保護調査委員会との協議)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 子育て支援課 静岡県御殿場市萩原483番地 TEL 0550-82-4124
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止要求に同じ

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	2－1. 対象人数の欄	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担当部署の②所属長の欄	子育て支援課長 山本宗慶	子育て支援課長	事後	
令和2年3月19日	I 3. 法令上の根拠	御殿場市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号法第9条第2項、御殿場市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
令和2年3月19日	表紙実施機関名	御殿場市長 若林 洋平	御殿場市長	事後	
令和3年7月1日	表紙評価書名	母子家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費助成事業	事後	
令和3年7月1日	I 1－①事業の名称	母子家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費助成事業	事後	
令和3年7月1日	I 1－②事業の概要	母子家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費助成事業	事後	
令和3年7月1日	I 2. 特定個人ファイル名	母子家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費助成事業	事後	
令和5年11月10日	I 1－②事業の概要		＜末尾に以下の字句を追加＞ なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。	事後	
令和5年11月10日	I 1－③システムの名称	Acrocity福祉	福祉情報システム(R-STAGE) 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事後	
令和5年11月10日	I 2. 特定個人ファイル名	ひとり親家庭等医療費助成対象者台帳	ひとり親家庭等医療費助成対象者台帳 統合宛名ファイル	事後	
令和5年11月10日	I 4－②法令上の根拠	御殿場市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(個人情報保護調査委員会との協議)	番号法第19条第9号 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条第1号 御殿場市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(個人情報保護調査委員会との協議)	事後	
令和6年7月1日	I 1②事務の概要	ひとり親家庭等の福祉の増進に寄与することを目的に、母子家庭等に対し医療費を助成する。助成対象者及び助成金支給額を算定するために特定個人情報を確認する。 ①ひとり親家庭等医療費助成申請(更新)受理・審査・受給者証交付 ②ひとり親家庭等医療費助成対象者台帳整備 ③ひとり親家庭等医療費助成金支給決定・通知 ④ひとり親家庭等医療費助成変更届受理・確認 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。	ひとり親家庭等の福祉の増進に寄与することを目的に、ひとり親家庭等に対し医療費を助成する。 助成対象者及び助成金支給額を算定するために特定個人情報を確認する。 ①ひとり親家庭等医療費助成申請(更新)受理・審査・受給者証交付 ②ひとり親家庭等医療費助成対象者台帳整備 ③ひとり親家庭等医療費助成金支給決定・通知 ④ひとり親家庭等医療費助成変更届受理・確認 なお、これらの事務に関して、番号法別表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係るひとり親家庭等助成事務＞ ・情報連携のため、御殿場市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・公費医療費助成の給付を受ける住民が、医療機関受診時に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端	事後	
令和6年7月1日	I 1③システムの名称	福祉情報システム(R-STAGE) 団体内統合宛名システム 中間サーバー	福祉情報システム(R-STAGE) 団体内統合宛名システム 中間サーバー Public Medical Hub(PMH)	事後	